

暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書

酒々井町長（以下「甲」という。）と佐倉警察署長（以下「乙」という。）とは、甲が暴力団排除措置及び支援を講ずるための連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、町の事務等からの暴力団の排除の実効を期すため、甲と乙との間において必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書における用語の意義は、条例において定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除措置 条例第9条第1項に規定する入札参加制限その他の必要な措置をいう。
- (2) 暴力団排除支援 条例第11条に規定する情報の提供、指導、助言その他の必要な支援をいう。
- (3) 排除対象者 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

（暴力団の排除に係る照会及び回答）

第3条 甲は、暴力団排除措置を講ずる場合において、甲が実施する入札に参加しようとする者、甲との取引に係る契約を締結しようとする者又は町の事務等の対象者となる者（以下「入札参加資格者等」という。）が排除対象者であるか否かについて判断するため、条例第9条第2項の規定により意見を聞くときは、参考となる資料を添付した文書により乙に照会するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による照会があったときは、当該入札参加資格者等が排除対象者であるか否かについて、文書により甲に回答するものとする。
- 3 甲は、公益上、緊急に条例第9条第2項の規定により意見を聞く必要がある場合において、第1項の規定による手続きを執ることができないときは、同項の規定にかかわらず、口頭により意見を聞くことができる。この場合において、甲は、乙に対し、当該照会の理由、排除対象者であるか否かを判断するために必要な情報及び口頭による照会の必要性を明らかにしなければならない。
- 4 乙は、前項の規定による照会があったときは、当該照会に係る入札参加資格者等が排除対象者であるか否かについて、口頭により、甲に回答することができる。

(暴力団の排除に係る通報)

第4条 前条に定めるもののほか、乙は、甲が講ずる暴力団排除措置に資するため、入札参加資格者等が、排除対象者である事実を確認したときは、その旨を甲に通報するものとする。

(個人情報の適切な管理)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき取得した個人情報については、甲及び乙のそれぞれに適用される個人情報保護に関する条例の定めるところにより適切に管理し、当該条例に定める場合を除き、甲が講ずる暴力団排除措置以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供してはならないものとする。

(連携)

第6条 甲及び乙は、この暴力団排除措置及び支援を講ずるに当たり、情報交換又は具体的な事案への対応等のため必要があると認めるときは、甲及び乙の担当職員による協議を行うものとする。

2 甲は、暴力団排除措置を講じ、又は暴力団排除支援を行うに当たっては、乙に對し、必要な支援又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第7条 第3条及び第4条の規定は、暴力団排除措置に関し、法令の定めがあるもの、国等の行政機関の通知によるもの及び甲乙間において別に協定又は合意のあるものについては、適用しない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月27日

甲 酒々井町長 小坂 泰久



乙 佐倉警察署長 本田 和義

